

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた 社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

長与町の令和6年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途は、下記のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）	561,185 千円
---------------------	------------

(歳出)

・社会保障施策に要する経費	3,790,525 千円
---------------	--------------

### 【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,135,107	813,895	0	0	96,804	224,408
	児童福祉事業	1,116,449	804,086	0	1,823	93,587	216,953
	母子福祉事業	17,419	8,708	0	0	2,625	6,086
	高齢者福祉事業	27,934	1,720	0	3,614	6,811	15,789
	小計	2,296,909	1,628,409	0	5,437	199,827	463,236
社会保険	国民健康保険事業	186,097	139,573	0	0	14,021	32,503
	介護保険事業	406,746	20,589	0	0	116,376	269,781
	後期高齢者医療事業	589,611	87,724	0	0	151,254	350,633
	小計	1,182,454	247,886	0	0	281,651	652,917
保健衛生	医療提供体制確保事業	21,505	0	0	2,058	5,861	13,586
	疾病予防対策事業	172,082	0	0	18,517	46,280	107,285
	母子保健事業	58,908	22,941	0	1,000	10,538	24,429
	健康増進事業	58,667	2,164	0	0	17,028	39,475
	小計	311,162	25,105	0	21,575	79,707	184,775
合計		3,790,525	1,901,400	0	27,012	561,185	1,300,928